

予算特別委員会 保健福祉分科会

令和2年3月4日

1 議案の調査

- (1) 議案第2号 令和2年度千代田区一般会計予算
(保健福祉委員会所管分)
- (2) 議案第3号 令和2年度千代田区国民健康保険事業会計予算
- (3) 議案第4号 令和2年度千代田区介護保険特別会計予算
- (4) 議案第5号 令和2年度千代田区後期高齢者医療特別会計予算

保健福祉分科会 予算調査について(案)

1 調査方法について

- (1) 理事者からの説明は、予算関係資料の配付をもって代え、特に説明を要する場合のみ行うこととする。
- (2) 原則として「目」ごとに質疑を受ける。
ただし、事項が少ない科目については「項」ごととする。

2 理事者の出席について

- 部長及び庶務担当課長は常時出席とする。
他の理事者は所管分調査時のみ出席とし、それ以外は自席待機とする。

3 調査日程

保健福祉分科会 予算調査日程

月 日	午 前	午 後
3月4日(水)	保健福祉部 ☆歳出 「保健福祉費」の項のうち 「保健福祉管理費」の目	保健福祉部 ☆歳出 「保健福祉費」の項のうち 「高齢者・障害者費」「生活保護費」 の目
3月5日(木)	保健福祉部 ☆歳出 「保健福祉費」の項のうち 「健康衛生費」の目 「諸支出金」の項	保健福祉部 ☆歳入 国民健康保険事業会計(歳出・歳入) 介護保険特別会計(歳出・歳入) 後期高齢者医療特別会計(歳出・歳入)

4 分科会予算調査報告書について

「1分科会で論議された項目」及び「2総括質疑において論議することとした項目」を記載し、3月6日(金)予算特別委員会開会前に予算特別委員長へ提出する。

国保の赤字解消計画について（繰入金の考え方）

1 法定外繰入金とは

国民健康保険では、区の一般会計から国民健康保険事業会計へ経費を繰り入れることで安定的な運営を行う制度があり、これを繰入金といいます。

繰入金には、各区市町村共通の基準で行うものがあり、いわゆる「法定内繰入金」として国と地方の財源調整の一環として地方財政措置が講じられます。

この法定内繰入金以外に歳出に対する歳入の財源不足を補うために繰り入れるものを「法定外繰入金」といいます。

また、法定外繰入金は、「決算補てん目的」と「決算補てん目的以外」の2種類に分類され、国が計画的に解消・削減すべきとしているのは「決算補てん目的」の法定外繰入金となります。

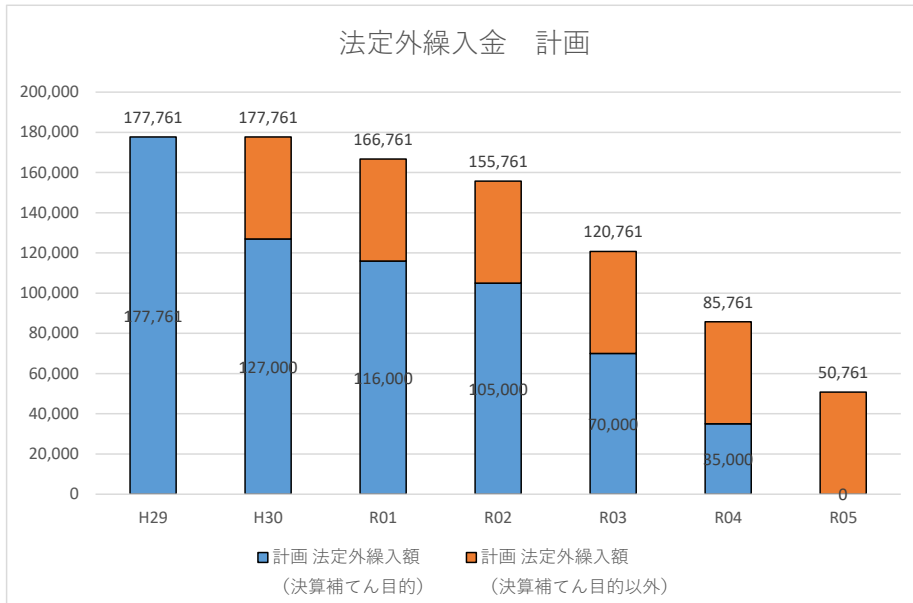
繰入金の種類

法定内繰入金	法定外繰入金
・ 保険基盤安定制度による繰入金 ・ 出産育児一時金の2/3 ・ 事務費	決算補てん目的以外 ・ 保健事業等
	決算補てん目的 ・ 保険料の負担緩和等

2 赤字解消計画とは

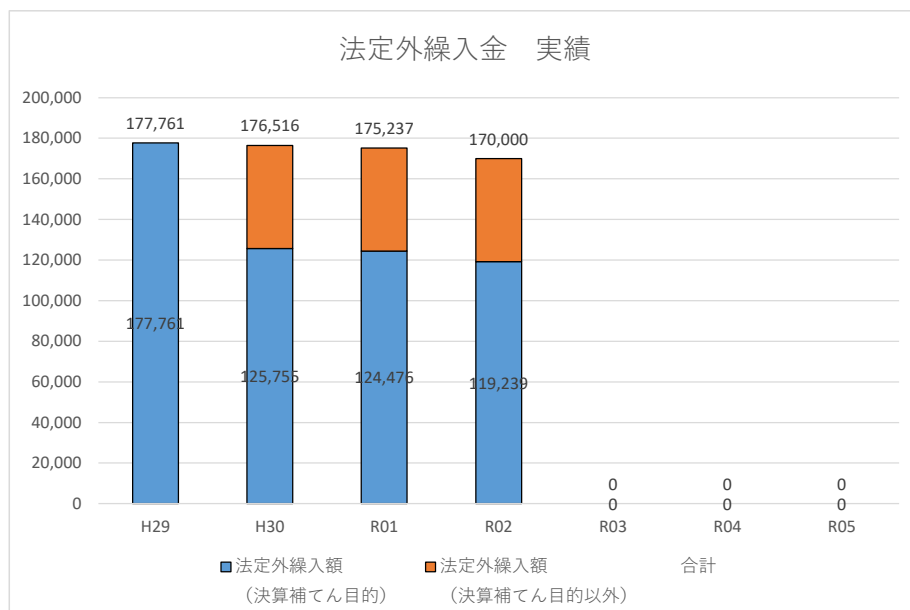
解消・削減すべき法定外繰入金がある区市町村は「区市町村国保財政健全化計画」（いわゆる赤字解消計画）を策定し、計画的に法定外繰入金を解消することが東京都国民健康保険運営方針で規定された。

赤字解消計画と実績



単位：千円

	H30	R01	R02	R03	R04	R05
削減額	0	11,000	11,000	35,000	35,000	35,000



単位：千円

	H30	R01	R02	R03	R04	R05
削減額	1,245	1,279	5,237	-	-	-